

## ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン（案）

## 《ガイドライン策定の目的》

ナラ枯れ被害材を林外に搬出して破碎又は焼却を行う場合、被害材を移動する必要があるが、カシノナガキクイムシが羽化する6月までに処理を行わないと、移動先で新たに被害が拡大すること、また、カシノナガキクイムシが野外で活動する6月から9月の間に被害材を移動すると、移動先等でカシノナガキクイムシが羽化し、新たな被害が発生する恐れがあるため、被害を拡大させないために必要な措置を定めたものです。

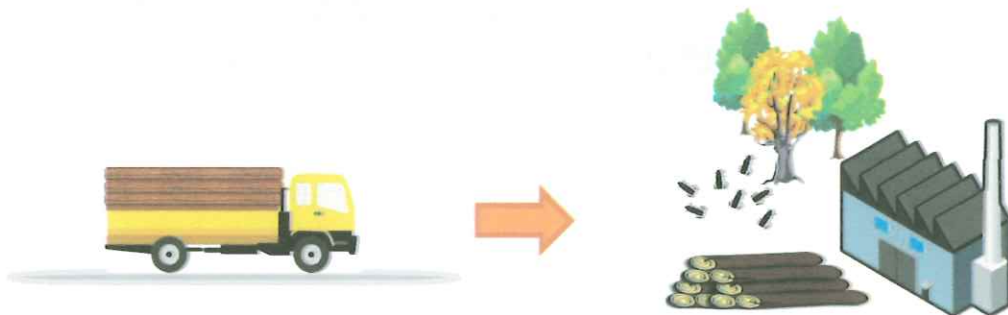
前年又は当年のナラ枯れ被害発生地点から2kmの範囲でナラ類を伐採する際には、以下の点に注意してください。

※2kmの範囲については、広域振興局林務部又は市町村に確認して下さい。

1 6月から9月の間は、ナラ類の伐採、移動を行わないでください。

【なぜ？】

- ・6月から9月の間は、ナラ枯れ被害を媒介するカシノナガキクイムシが大量に羽化し、新たな被害が発生する期間です。
- ・伐採された丸太や太枝にカシノナガキクイムシが寄生し新たな感染源となります。
- ・カシノナガキクイムシが寄生している丸太等をトラック等で移動させると、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生するおそれがあります。



2 伐採した丸太等には、カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入している可能性があるため、販売及び譲渡の相手方に対し「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書」により、6月20日の処理期限までに破碎や焼却等の処理を行うよう通知して下さい。

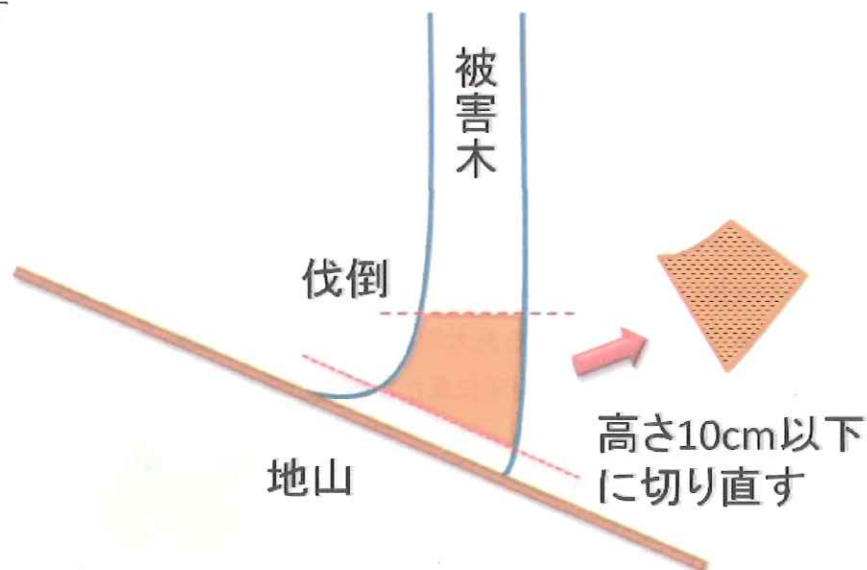
【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破碎（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

3 葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害の可能性のある樹木は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は破碎や焼却等により処理してください。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります



**ナラ枯れ被害とは？**

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」(病原菌)によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ  
右：メス 左：オス  
体長は5mm程度



ナラ菌  
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

**被害の特徴は？**



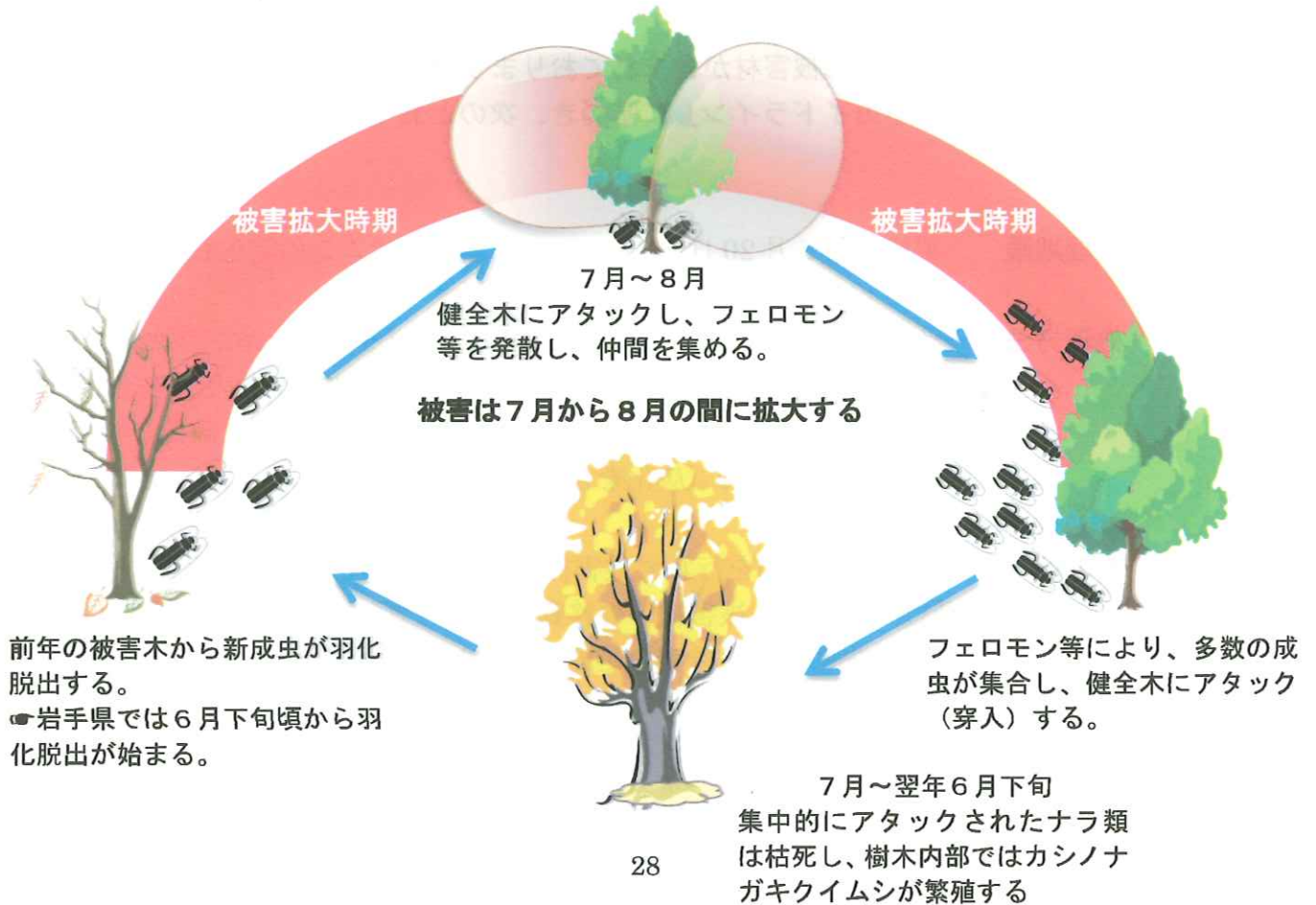
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



## ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

平成 年 月 日

様

住所：

名称： 印

(TEL — — )

この木材には、ナラ枯れ被害材が含まれておりますので、「ナラ枯れ被害材等の移動・活用に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 平成 年6月20日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入している可能性があります。適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、処理期限までに、厚さ10mm以下に破砕(チップ化)又は焼却(炭化を含む)してください。
- 3 その他 破砕又は焼却を行わず被害材を譲渡する場合は、「本通知書」及び「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを譲渡先に渡し、確実な処理を依頼してください。